

第5章 計画の推進

第1節 推進体制の整備

1 計画の推進

本計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくりなどの広範囲にわたることから、全庁をあげて施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健所、警察などの関係機関との連携の下に、総合的な取組を図っていきます。

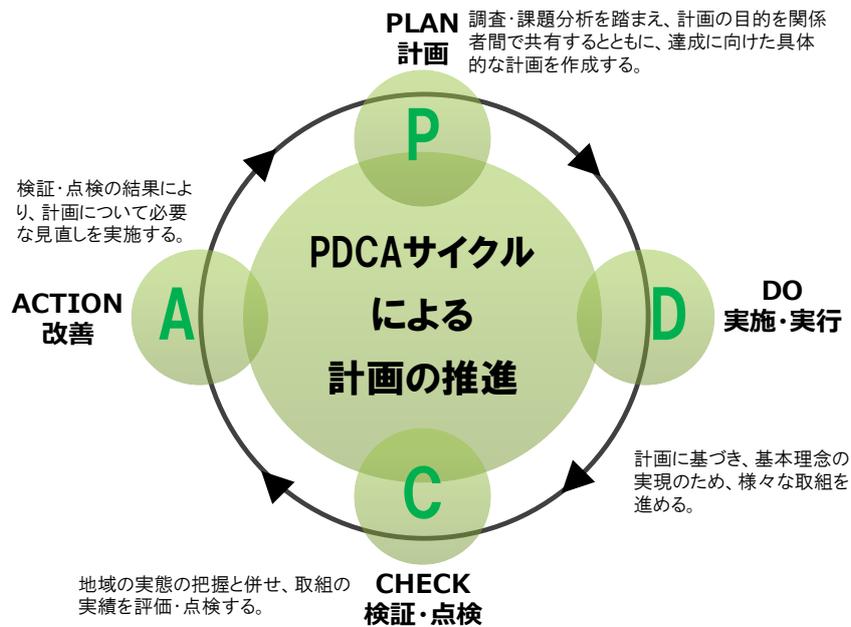
2 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握を行い、達成状況を点検・評価していくことが必要です。

そのため、「武蔵村山市子ども・子育て会議」において、目標事業量等を基に各年度の実施状況を把握・点検し、計画の着実な推進を目指します。

3 計画の見直し

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を目標年度とする5か年計画ですが、社会情勢や国の施策動向など時代の変化に対応するため、計画期間においても必要に応じて見直しを行います。



第2節 市民との協働

1 市民との協働体制の推進

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協働が不可欠です。子どもに関わる民間団体等との連携を図るとともに、地域、市内の事業所等との連携も図りながら計画を推進します。

2 計画の内容と実施状況の公表

本計画の内容は、市の広報紙やホームページ等により、広く市民に周知するとともに、計画の実施状況についても毎年度、公表していきます。